

申請者、代理者の皆様へ

令和8年(2026年)3月24日  
株式会社東日本住宅評価センター  
本店 建築審査技術部

## 確認申請書等の様式変更についてのお知らせ

日頃より、当機関をご利用いただきありがとうございます。  
この度、建築基準施行規則の改正等により下記のとおり確認申請書等の様式が一部変更となりますのでお知らせいたします。

### 記

#### 《申請書の主な変更箇所》

##### ■確認申請書(建築物)(計画変更確認も同様、以下同じ)

##### ・申請書第三面【18.欄】、概要書二面【20.欄】

**【建築基準法施行令第43条第1項及び第46条第4項等に係る経過措置の適用】**欄の削除  
(柱の小径の基準及び壁量基準等の見直しに係る経過措置の終了のため)

##### ・確認申請書変更前

<del>[ 18. 建築基準法施行令第43条第1項及び第46条第4項等に係る経過措置の適用 ]</del>
<del>[イ. 適用の有無]      <input type="checkbox"/> 有      <input type="checkbox"/> 無</del>
<del>[ロ. 適用があるときは、その区分]</del>
<del><input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第43条第1項及び第46条第4項</del>
<del><input type="checkbox"/> その他</del>

~~18 [ 19. その他必要な事項 ]~~

~~19 [ 20. 備考 ]~~

##### ・確認申請書変更後

[ 18. その他必要な事項 ]
[ 19. 備考 ]

また、注意点が2点あります。次頁の国土交通省のお知らせを参照してください。

○適用年月日…令和8年4月1日以降の申請引受分より

§ 令和8年3月31日までに着工した経過措置対象の建築物は、4月1日以降に計画変更を申請する場合も、備考欄に「経過措置適用有り」と記載してください。

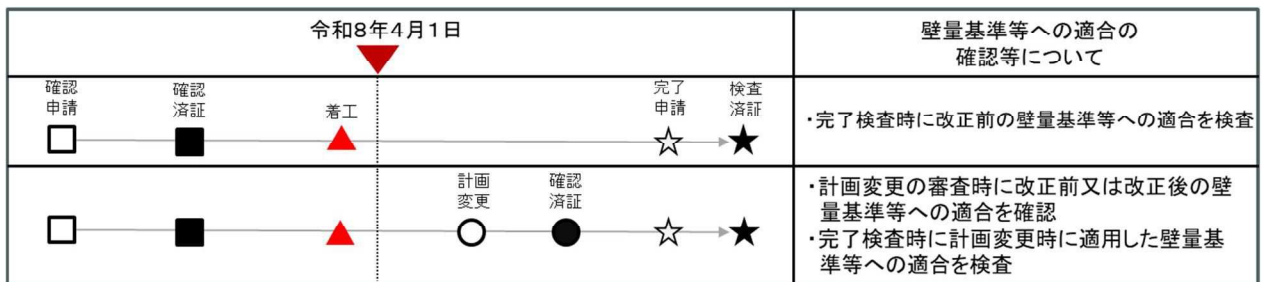
以上

# 令和8年3月をもって 壁量基準等の経過措置が 終了します

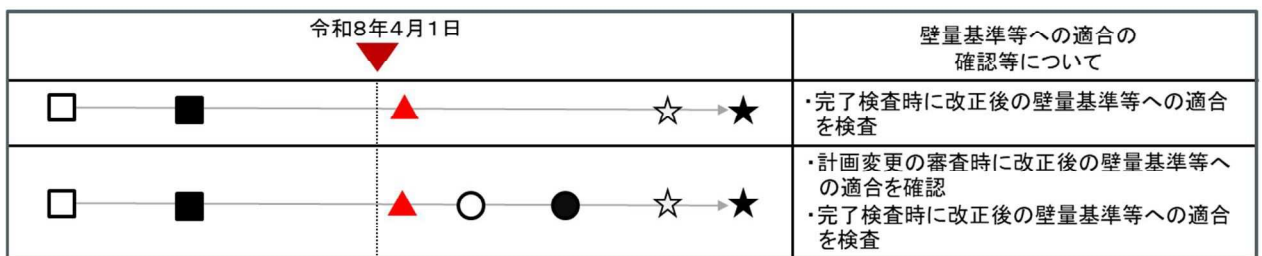
## 経過措置の終了にあたり

### 以下の **2** 点にご留意ください

- 1** 経過措置を適用して確認済証の交付を受け、  
令和8年3月31日までに着工する建築物  
→ 着工後に計画変更する場合は、その審査時に改正前又は改正後の基準への適合を確認する必要があります。



- 2** 経過措置を適用して確認済証の交付を受け、  
令和8年4月1日以降に着工される建築物  
→ 不測の事態により、やむを得ず令和8年4月1日以降に着工する場合、検査時、又は着工後に計画変更する場合の審査時に改正後の基準への適合を確認する必要があります。



※壁量基準等の経過措置について

建築確認・検査の対象となる建築物の規模の見直しに伴い、構造関係規定のうち、令第43条第1項による柱の小径の基準と令第46条第4項による壁量の基準について、改正後の建築確認・検査の円滑化を図る観点から、改正法の施行後1年間（令和8年3月31日まで）に着工するもので、延べ面積が300㎡以内の旧4号建築物について、改正令等による改正前の基準によることができるとする経過措置を設けています。